4 - 2 . 紀の川流域委員会の 運営細則について

紀の川流域委員会の規約第3条に基づく 運営細則(案)について

(目的)

第1条 紀の川流域委員会規約第3条に基づき、紀の川流域委員会(以下 「委員会」という)の運営に関し必要な事項を定める。

(審議の進め方)

第2条 委員会の審議の進め方は委員会で決定する。

(とりまとめ及び公表)

第3条 審議結果のとりまとめや会議内容の公表は委員会が行う。

(河川管理者の意見)

第4条 近畿地方整備局は河川管理者として委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。

(意見の聴取)

第5条 審議の過程で委員以外の者から意見を聴取する必要が生じた場合 は、委員長の判断により、聴く場合がある。

(委員会への一般からの意見や資料)

第6条 委員会の内容等に関する一般からの意見や資料は、郵送、FAX、 電子メールにより文書で受け付け、受け付けた意見や資料の取り扱 いについては委員長が判断する。

付則

(施行期間)

この運営細則は、平成13年6月7日から施行する。

紀の川流域委員会準備会議 答申 と 紀の川流域委員会 の比較

紀の川流域委員会準備会議 答申	紀の川流域委員会	備考
紀の川流域委員会の運営方針(案)	紀の川流域委員会の規約第3条に基づく運営細則(案)	
	(目的) 第1条 紀の川流域委員会規約第3条に基づき、紀の川流域委員 会(以下「委員会」という)の運営に関し必要な事項を定 める。	目的を記述
・委員会の運営方針(審議の進め方等)は委員会で決定するものとする。また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も 委員会が行うものとする。	(審議の進め方) 第2条 委員会の審議の進め方は委員会で決定する。	
	(とりまとめ及び公表) 第3条 審議結果のとりまとめや会議内容の公表 <mark>は</mark> 委員会が行 う。	
・近畿地方整備局は河川管理者として委員長の許可を得て説明 や意見の表明を行うことができる。	(河川管理者の意見) 第4条 近畿地方整備局は河川管理者として委員長の許可を得て 説明や意見の表明を行うことができる。	
・審議の過程で委員以外の者から意見を聴取する必要が生じた場合は、委員長の判断により、聴く場合がある。	(意見の聴取) 第5条 審議の過程で委員以外の者から意見を聴取する必要が生 じた場合は、委員長の判断により、聴く場合がある。	
・委員会の内容等に関する意見は、郵送、FAX、電子メール により文章で受け付け、受け付けた意見の取り扱いについて は委員長が判断するものとする。	(委員会への一般からの意見や資料) 第6条 委員会の内容等に関する一般からの意見や資料は、郵送、 FAX、電子メールにより文書で受け付け、受け付けた意 見や資料の取り扱いについては委員長が判断する。	
・委員会は、専門的な事項を審議する必要が生じた場合は、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。		規約に記述
・委員会が必要と認めた場合には部会を設置する。その部会の 構成員としては委員候補者以外の推薦候補も含めて委員会が 選定する。		規約に記述
・委員会の庶務は国土交通省近畿地方整備局和歌山工事事務所調査第一課が行うものとする。		規約に記述
	付則 (施行期間) この運営細則は、平成13年6月7日から施行する。	付則を記述